

山口少年鑑別所



沿革

- 昭和24年 山口刑務所内に山口少年鑑別所」を併設
- 昭和25年 現在地に庁舎新築、移転し、「山口少年保護鑑別所」と改称（少年観護所と統合）
- 昭和27年 山口少年鑑別所と改称
- 昭和48年 施設全面改築工事完了
- 平成27年 「法務少年支援センター山口」を併称

概要

- 所在地：山口県山口市
- 収容定員：29名
- 収容対象：家庭裁判所により観護の措置や勾留が執られた原則20歳未満の少年
- 鑑別のために収容する少年院
- 収容中の少年
- など

特徴

- ・学校等からの依頼により現地に赴いて法教育、薬物乱用防止教室や講演等を行っています。
- ・法務少年支援センター山口として、非行に関する問題等に関する知識を活用して、地域の方々からの個別相談等をご依頼に応じ実施しています。
- ・家庭裁判所、保護観察所、児童相談所等と協議会を開催して、少年問題の情報共有や意見交換を行っています。



地域のためにできること

- ☞地域の研修会・講演会などへ、職員派遣をしています。
- ☞非行についての相談センターとして、教育機関・個人からの相談に応じ、各種アドバイスをします。
- ☞地域の教育機関で児童・生徒に法教育を行います。

最近のトピック

- ★コロナウイルス感染症防止対策として、来所の際、手指や衣服の消毒、体温測定、面会・面談時にはアクリル製仕切りの設置を行っていますので、ご協力をお願いします。
- ★研修会・講習会はオンラインでの実施も可能となりました。

お問い合わせ

◆法務少年支援センター山口
083-922-6701

相談内容：

- ・学校など教育機関、保護者や個人からの性格診断、心理相談など
- ・教育機関、児童相談所など関係機関の職員への講演、研修など

